

## Preparation for senior life

5年ごと  
利差配当付  
新一時払個人年金保険

ご提案書(契約概要) / 重要事項説明書(注意喚起情報)

本商品のご検討・お申込みに際しましては、必ず本冊子の巻末に記載しています「**契約概要**」・「**重要事項説明書(注意喚起情報)**」、ならびに別冊の「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。本商品の内容を十分にご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

セカンドライフを託す  
年金保険だからこそ、  
「運用する」を确实に。  
「受取る」を計画的に。

この商品は朝日生命を引受保険会社とする**生命保険商品**であり、**預金とは異なります。**

ゆとりあるセカンドライフをサポートする「ネンキンのそなえ」の3つの特長。

特長

1

# 「確実に」

お客さまにお支払いいただいた保険料を、朝日生命が安全性を重視して運用し、年金としてお支払いする保険です。

特長

2

# 「計画的」

将来、お客さまにお受け取りいただく年金額がご契約時に確定しますので、セカンドライフの資金が計画的に準備できます。

特長

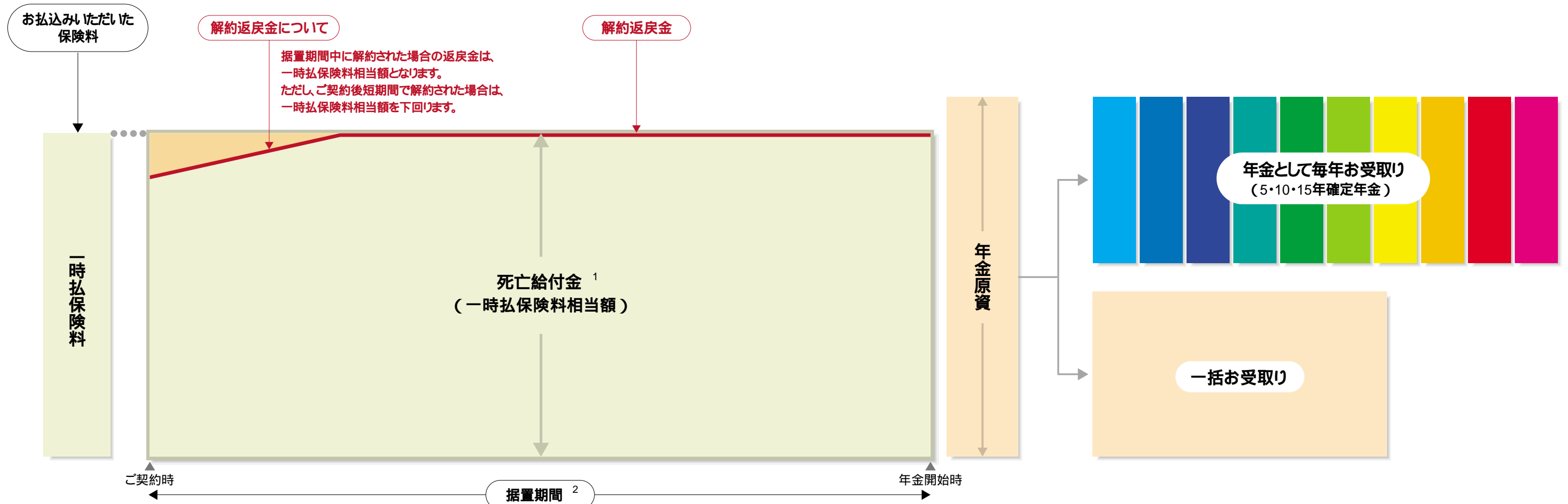
3

# 「年金」

年金のお受取期間は、セカンドライフの生活設計にあわせて、5・10・15年の3通りからお選びいただけます。

\*契約年齢等により所定の要件があります。

「ネンキンのそなえ」の具体的な仕組み



1 据置期間中の死亡給付金を一時払保険料相当額に抑えることで、年金受取額を多くする仕組みとしています。  
 2 5～25年の間で自由に設定できます(被保険者の契約年齢、年金開始年齢によって設定可能な据置期間は異なります)。

## 税制上のお取扱い

税務のお取扱いについては、平成23年8月現在の税制にもとづいて記載しております。  
将来的に税法が変更され、お取扱いが変わる場合がありますのでご注意ください。  
なお、個別のお取扱い等につきましては、所轄の国税局・税務署もしくは税理士にご確認くださいませう、  
よろしくお願いたします。

### 保険料のお取扱い

#### 一時払保険料の税制上のお取扱い

一時払保険料は、ご契約いただいた年のみ「生命保険料控除」の対象となります。

税制上、個人年金保険料控除の対象にはなりません。

他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

### 据置期間中のお取扱い

#### 解約返戻金の税制上のお取扱い

解約返戻金と一時払保険料の差額(差益)が課税対象となります。

契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
20%源泉分離課税	所得税・住民税(一時所得)

### 死亡給付金の税制上のお取扱い

契約形態により課税関係が異なるため、課税対象額も異なります。

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税の種類
A	A	相続人	相続税
A	A	相続人以外	相続税
A	B	A	所得税・住民税(一時所得)
A	B	C	贈与税

### 年金お受取開始後のお取扱い

#### 年金の税制上のお取扱い

年金に代えて一括して受取る場合(年金を開始する日)

契約形態	課税時期	税の種類	
契約者と年金受取人が同じ場合	受取時	契約後5年超	所得税・住民税(一時所得)
契約者と年金受取人が異なる場合			贈与税

年金で受取る場合

契約形態	課税時期	税の種類
契約者と年金受取人が同じ場合	毎年の年金受取時	所得税・住民税(雑所得)
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税
	毎年の年金受取時	所得税・住民税(雑所得)

# 契約概要

必ずお読みください

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、ご契約のお申込みに際して、特にご確認いただきたい事項を記載しております。内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

## 1 引受保険会社の名称と住所等について

名称 朝日生命保険相互会社  
住所 本社 〒100-8103 東京都千代田区大手町 2-6-1  
連絡先：お客様サービスセンター ☎ 0120-663-628  
ホームページアドレス；<http://www.asahi-life.co.jp>

## 2 お取扱条件について

以下の条件の範囲内でご契約をお取扱いいたします。

契約年齢範囲(被保険者)・年金種類	40歳～70歳(5年・10年・15年確定年金) 71歳～75歳(5年・10年確定年金) 76歳～80歳(5年確定年金)	最低保険料	150万円
据置期間	5～25年	最低基本年金額	24万円
年金開始年齢範囲・年金種類	55歳～75歳(5年・10年・15年確定年金) 76歳～80歳(5年・10年確定年金) 81歳～85歳(5年確定年金)	最高基本年金額	1,000万円
		保険料の単位	1万円

ご加入に際しての医師の診査や健康状態に関する告知は不要です。

## 3 契約年齢について

契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6か月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。

例) 満60歳時における契約年齢



## 4 保険料のお払込みについて

一時払保険料相当額は、朝日生命所定の金融機関口座にお振込みください。振込金受取書が一時払保険料相当額払込みの証となります。なお、一時払

保険料相当額の領収日は朝日生命所定の金融機関の口座着金日です。

## 5 商品の特長としくみ

この商品の正式名称は5年ごと利差配当付新一時払個人年金保険です。

この商品はセカンドライフのための年金をご準備いただける個人年金保険です。

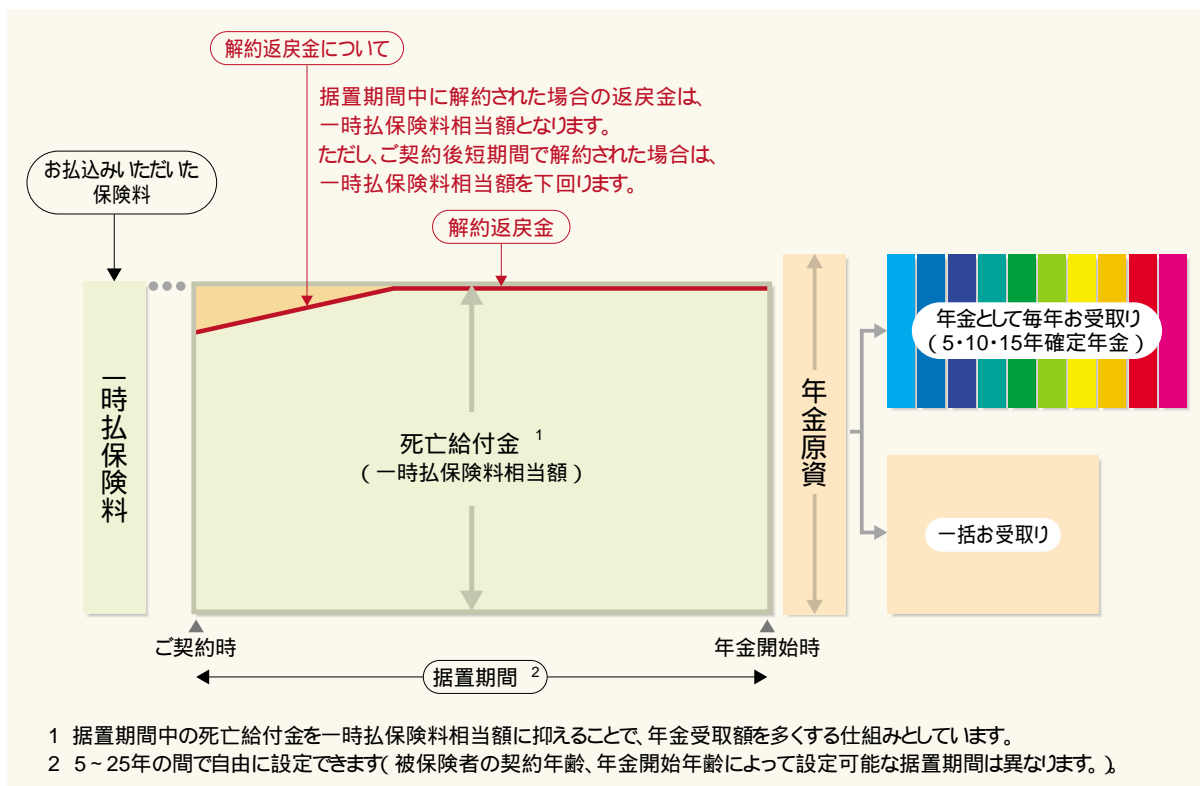
この商品は年金支払開始日以後一定の期間にわたって、あらかじめ定めた基本年金額を毎年お受けいただける個人年金保険です。

この商品は据置期間中の死亡給付金を一時払保険料相当額に抑えることで、年金受取額を多くする仕組みとしています。

被保険者の契約年齢、性別、年金開始年齢、年金のお受け方法により年金額は異なります。具体的な年金額については「年金計算シート」または「申込書」の申込内容でご確認ください。

年金の型は、毎年の年金額が一定の定額型です。また、毎年の年金に代えて、一時金(年金の一括払)でお受けいただくこともできます。

年金支払開始日前(据置期間中)に被保険者が死亡された場合は、所定の死亡給付金(一時払保険料相当額)をお支払いします。



## 6 年金のお受け方法について

お申込時に、3つの年金受取方法からお選びいただけます。ただし、契約年齢が71歳から80歳のお客さまは15年確定年金を、契約年齢が76歳から80歳のお客さまは10年確定年金をお選びいただくことができません。また、据置期間満了後、年金でのお受けに代えて一括でのお受けもお選びいた

だけます。

年金でお受けいただく場合、毎年の年金は契約当日にお支払いいたします。年金支払開始時に、年金に代えて一括でお受けいただく場合、お受け金額は年金でのお受け総額より少ない金額となります。

5年確定年金

10年確定年金

15年確定年金

年金に代えて一括でのお受け

## 7 被保険者が死亡された場合について

年金支払開始日前

死亡給付金受取人に一時払保険料相当額とその時点の配当金をお支払いします。死亡給付金は、一時金でのお受けに代えて、年金でお受けいただくこともできます。

年金支払開始日以後

年金受取人(受取人が被保険者の場合は、その被保険者の死亡時の法定相続人)に残年の年金支払期間の未払いの年金現価と、その時点の配当金を一括でお支払いします。未払いの年金現価は、一時金でのお受けに代えて、年金でお受けいただくこともできます。

## 8 指定代理請求特約について

年金等の受取人となる被保険者が年金等をご請求できない事情\*があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって年金等をご請求することができる制度です。

\*傷害または疾病により、年金等をご請求する意思表示ができない場合等。

指定代理請求人に年金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその年金等のご請求を受けてもお支払いいたしません。

被保険者からご契約内容について朝日生命宛ご照会をうけたときは、年金等のお支払いをしていること等をご回答する場合があります。

## 9 配当金について

社員配当金は、資産の運用成果を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、保険契約者に公平に分配され、通常ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。

なお、社員配当金は、経済情勢等により変動(増減)しますので、決算実績によっては社員配当金をお支払いできないこともあります。

## 10 配当金のお支払方法

年金支払開始日以前に積み立てた配当金は、第1回年金とともにお支払いします。積立配当金はいつでも自由に引き出せます。

年金支払開始日後に積み立てた配当金は、最終回の年金とともにお支払いします。なお、積立配当金はいつでも自由に引き出せます。

死亡給付金の支払い時、解約・減額時に積立配当金がある場合、死亡給付金、返戻金とあわせてお支払いします。

## 11 注意事項について

一時払保険料は、ご契約いただいた年のみ「生命保険料控除」の対象となります(「個人年金保険料控除」の対象とはなりません)。

税務のお取扱いについては、平成23年8月現在の税法にもとづいております。将来的に税法が変更され、お取扱いが変わる場合がありますのでご注意ください。なお、個別のお取扱い等につきましては、所轄の国税局・税務署もしくは税理士にご確認くださいませよう願います。

# 重要事項説明書 | 注意喚起情報 |

必ずお読みください

この「重要事項説明書(注意喚起情報)」には、ご契約のお申込みに際して特にご確認いただきたい事項を記載しております。「ご契約のしおり 定款・約款」とあわせてその内容を十分にご確認いただいたうえで、ご契約をお申込みくださいますようお願いいたします。

## お申込みのお手続きにあたってご留意いただきたいこと

申込書は、保険契約者および被保険者ご自身でご記入ください。お申込み・ご記入内容を十分お確かめのうえ、保険契約者、被保険者それぞれ必ずご自身で署名、押印をお願いいたします。

ご契約成立後、「保険証券」等を保険契約者にお送りしますので、お申込内容およびお払込保険料に間違いがないか、もう一度ご確認ください。

## クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)について

生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださいますようお願いいたします。申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(ご契約のしおり・重要事項説明書)を受け取った日または第1回保険料充当金の領収日(注)のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

(注)第1回保険料充当金を口座振込みでお申込みいただいた場合は朝日生命所定の金融機関口座への着金日となります。

お申込みの撤回等は書面発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により右記「朝日生命金融代理店業務グループ」宛発信してください。この場合、書面には、申込者等の氏名、住所および本冊子裏表紙に記載の募集代理店名を記載し、申込書に押されたものと同一印を押印のうえ、お申込みの撤回等をする旨、明記してください。

お申込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しいたします。

朝日生命は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求いたしません。

お申込みの撤回等の書面発信時に給付金等のお支払事由が生じている場合は、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面発信時に、申込者等が給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

次の場合にはお申込みの撤回等のお取扱いをいたしません。

申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇用主)の場合  
朝日生命が指定した医師の診査が終了した場合  
既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加(変更)等)の場合

〔宛先〕

〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23  
「朝日生命 金融代理店業務グループ」

## ご契約内容等の確認制度について

朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が確認のためお電話やご訪問をさせていただく場合があります。

ご契約のお申込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託した担当者が、お申込内容や重要書類の受領の確認のため、ご本人様にお電話やご訪問をさせていただく場合があります。

死亡給付金等のお支払いのご請求に際してもご確認・ご照会にご訪問させていただく場合があります。

## 保障の責任開始の時について

お申込みいただいたご契約について朝日生命がお引受けすることを決定した場合には、一時払保険料

相当額が朝日生命所定の金融機関口座へ着金した日から保険契約上の責任を開始します。

## 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、

保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。

## 死亡給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、死亡給付金をお支払いいたしません。

### 1 免責事由に該当した場合

被保険者が次のいずれかによって死亡されたとき

保険契約者または死亡給付金受取人の故意  
責任開始の日(復活の場合は復活の日)からその日を含めて3年以内の自殺  
ただし、精神疾患等による自殺については死亡給付金をお支払いする場合があります。  
戦争その他の変乱<sup>(注)</sup>

(注)お支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、死亡給付金の金額の一部または全部をお支払いします。

### 2 重大事由によりご契約が解除された場合

重大事由とは、次のような場合をいいます。

保険契約者、被保険者(死亡給付金の場合は被保険者を除きます。)または死亡給付金の受取人が、死亡給付金等を詐取する目的で事故招致(未遂を含む)をしたとき  
死亡給付金等のご請求に関して、死亡給付金等の受取人に詐欺行為(未遂を含む)があったとき

他のご契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき

次の、の事由等により、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない上記と同等の事由があるとき

この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大理由により解除されたとき

保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人のいずれかが他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

なお、ご契約を解除した場合にお支払いする返戻金があればその金額を保険契約者にお支払いします。

## 保険契約者に対する貸付について

契約者貸付金額は返戻金の所定の範囲内です。

年金支払開始後は貸付のお取扱いはいたしません。

契約者貸付金の利息は、朝日生命所定の利率で、年複利で計算します。

この利率は、定期的に見直しを行っております。

契約者貸付金のご返済は、一部のご返済あるいは利息のみのご返済もお取扱いしています。

ご返済がない場合は、契約者貸付金の元利合計額がご契約の返戻金を超過する場合があります。その際には、朝日生命より通知をお送りしますのでご返済ください。ご返済がない場合には、ご契約の効力が失われることがあります。

死亡給付金、返戻金等をお支払いするとき、および年金のお支払いを開始するときには、契約者貸付の元利金を差し引いて精算させていただきます。

なお、契約者貸付元利金精算後の第1回年金額が12万円未満となる場合には、期間満了一時金を支払い、このご契約は年金支払開始日の前日に消滅します。

## ご契約の復活について

万一ご契約の効力がなくなった場合でもご契約の復活ができます。

失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3年以内(保険種類等により一部取扱いが異なります。)の場合、朝日生命の定める手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申込みいただけます。

朝日生命が復活のお申込みを承諾したときは、指定の期日までに所定の金額をお払込みください。このお払込みが完了したときから、ご契約は効力を復活するものとし、その日を復活の日といたします。

## 解約と返戻金について

据置期間中に解約された場合の解約返戻金は、一時払保険料相当額となります。ただし、ご契約後短期間で解約されたときは一時払保険料相当額を下回ります。年金支払開始後に解約されたときは、未払いの年金現価をお支払いします。

ご契約成立後にお送りする「保険証券」・「ご契約内容の説明書」にて、確定したご契約内容での解約返戻金額をお知らせいたします。

## 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、 新たにご契約のお申込みをされる場合のご確認事項について

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。

新たにお申込みの保険契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺により支払事由が発生したときは、死亡保険金等のお支払いはいたしません。

保険料は、保険料算出用利率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類(終身保険等)によっては保険料が引き上げられることがあります。

## 死亡給付金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

死亡給付金等のお支払事由が生じたときは、すみやかにお客様サービスセンターまでお問い合わせください。☎0120-714-532

お支払事由、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

朝日生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所等を変更されたときには、必ずお客様サービスセンターへご連絡願います。

指定代理請求特約を付加されますと被保険者が受取人となる年金等について、受取人がご請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理人請求人がご請求することができます(詳しくは「ご契約のしおり 定款・約款」でご確認ください)。

指定代理請求特約を付加されたときは、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

被保険者の法令に定める代理人に年金等のご請求の代理権等が付与されている登記がある場合、または故意に年金等受取人を年金等を自らご請求できない状態に該当させた場合は、指定代理請求人は年金等をご請求することができません。

## 相互会社の社員の権利について

朝日生命は、保険契約者の皆さまが社員(無配当保険の契約者を除く)となり、会社を構成する相互会社です。

朝日生命は、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。

社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があります。

## その他、お申込みに際してご確認いただきたい事項

### 支払査定時照会制度について

朝日生命は、(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、朝日生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があったときや、これらに係る保険事故が発生したと判断されると

きに、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、協会を通じて照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とされるため利用されることがあります。

## 生命保険会社の信用リスクについて

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経た上で、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構〔TEL:03-3286-2820〕までお問い合わせください。

月曜日～金曜日(但し、土日・祝日・年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス

<http://www.seihohogo.jp/>

## 生命保険のお手続きやご契約に関する相談等について

生命保険のお申込みやご契約に関するご相談・苦情につきましても、お客様サービスセンターまでご連絡ください。

☎ 0120-663-628

受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00  
(但し、祝日、12月31日～1月3日を除く)

### 指定紛争解決機関について

この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 給付金のお支払いについて

お客様サービスセンター

☎ 0120-714-532 まで  
お問い合わせ  
ください。

受付時間

月曜日～金曜日9:00～17:00  
土曜日9:00～12:00、13:00～17:00  
(但し、祝日、12月31日～1月3日を除く)

給付金のご請求に際しては、原則、朝日生命所定の様式による病院または診療所の証明書が必要となり、その発行に必要な費用は、お客さまのご負担となります。また、複数の保険金・給付金をご請求いただく際には、複数のご請求書等が必要となる場合もあります。

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご覧ください。

また、特に重要な事項については、「契約概要」・「重要事項説明書(注意喚起情報)」もあわせてご確認ください。

#### 募集代理店からのお知らせ

##### 1. 本商品は預金ではありません

**この商品は朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする保険商品です。このため預金等とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また元本保証はありません。**

##### 2. 他のお取引への影響について

本商品に関するお客さまのお取引が、銀行等におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。

##### 3. 引受や年金等のお支払いについて


本商品の契約は、お客さまと朝日生命との契約となり、保険契約の引受や年金等のお支払いは朝日生命が行います。募集代理店は、引受保険会社である朝日生命保険相互会社の支払能力を保証するものではありません。

[ 募集代理店 ]

[ 引受保険会社 ]

 **朝日生命保険相互会社**

本社 / 〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1  
ホームページアドレス / <http://www.asahi-life.co.jp>

 **0120-663-628**

受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時  
(但し、祝日、12月31日～1月3日を除く)